

令和5年度

国土交通省関係
予備費使用の概要
(1月26日閣議決定)

国土交通省

国土交通省関係 予備費使用概要 (1月26日閣議決定)

令和5年度予備費使用については、令和6年能登半島地震により

1. 災害を受けた道路・河川・港湾等について、国が施行する災害復旧事業等（権限代行を含む）及び県が施行する災害関連緊急砂防等事業に要する経費
2. 災害を受けた上下水道について、厚生労働省と連携した一体的な早期復旧に要する費用のうち下水道事業関係の経費
3. 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等による支援に必要な経費
4. 災害を受けた地域において、測地基準点の復旧測量に要する経費
5. 災害を受けた地域において、鉄道事業者が行う代行バスによる代替輸送の運行に要する費用を補助する経費
6. 災害を受けた地域における旅行需要を早期に回復するため、北陸4県が行う観光支援等に要する経費

を計上。

予備費使用額	452億円
--------	-------

○災害復旧等	348億円
--------	-------

○観光復興に向けた支援	104億円
-------------	-------

※ 公は公共事業関係費、非は非公共事業費である。

1. 災害復旧等

(1) 道路災害復旧事業

公 国費 28,743 百万円

能越自動車道のうち国管理区間（の^みと三井IC～穴水^{あなみず}IC、七尾^{ななお}IC～高岡^{たかおか}IC）及び国道8号（新潟県上越市）において、土砂崩落、道路崩落箇所等の災害復旧事業を実施。また、能越自動車道のうち石川県管理区間及び国道249号の沿岸部において、国が権限代行により、交通確保に向けた道路の災害復旧事業等を実施。

(2) 上下水道の一体的な早期復旧

《下水道分》 公 国費 445 百万円
《水道分（厚生労働省計上）》 公 国費 549 百万円
※上記合計で 994 百万円

被災が深刻な石川県能登半島地域6市町等において、厚生労働省と連携し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法やそれと同等の予算措置等により緊急的な機能復旧を進めるとともに、本復旧に切れ目なく移行していくための復旧方針の検討等を国のリーダーシップのもとで実施し、上下水道一体となった早期復旧を支援。

(3) 被災河川、土砂災害箇所における緊急対策等

公 国費 4,433 百万円

石川県輪島市を流れる河原田川^{かわらだがわ}沿川で発生した大規模な斜面崩壊及び国道249号沿岸部で発生した珠洲市の地すべり等について、国の権限代行等により、緊急的な土砂災害対策、埋塞した河道の確保を実施。

また、国が管理する信濃川^{しなのがわ}、関川^{せきかわ}、庄川^{しょうがわ}、小矢部川^{おやべがわ}において、被災した河川堤防の損傷の復旧、応急的な補修等を実施。

(4) 港湾災害復旧事業

公 国費 779 百万円

直江津港^{なおえつこう}、伏木富山港^{ふしきとやまこう}、七尾港^{ななおこう}、金沢港^{かなざわこう}において、国有港湾施設である岸壁や臨港道路の損傷箇所の応急復旧を実施。また、飯田港^{いいたこう}、輪島港^{わじまこう}等において、国が権限代行により岸壁の損傷箇所や航路・泊地の応急復旧を実施。

(5) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等による支援

公 国費 210 百万円

被災自治体からの要請に応じ、国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、照明車による応急対策作業の24時間体制の確保や照明車を活用した電源支援、給水機能付散水車による給水支援等を実施。

(6) 復旧・復興に資する測地基準点の復旧測量

非 国費 199 百万円

測地基準点の復旧測量を実施し、災害復旧のための公共測量等が実施できるよう、必要となる位置情報を提供。

(7) 鉄道の運休区間における代行バスの運行支援

非 国費 28 百万円

被災したのと鉄道・七尾線について、通学・通勤等の移動手段を確保するために行われる代行バスによる代替輸送の支援を実施。

2. 観光復興に向けた支援

非 国費 10,409 百万円

北陸観光への風評被害を防止し、旅行需要を喚起するため、北陸4県に対し、旅行・宿泊料金の割引を支援するとともに、被災地域の正確な情報の発信による訪日プロモーションを集中的に実施。

事業別内訳

(単位：百万円)

事業名	国費
道路災害復旧事業	
直轄	
能越自動車道（石川県輪島市等）	9,300
一般国道8号（新潟県上越市）	700
直轄（権限代行事業）	
能越自動車道（石川県七尾市）	300
のと里山海道（石川県鳳珠郡穴水町等）	10,000
一般国道249号（石川県七尾市等）	8,100
河川等災害復旧事業	
補助	
下水道	
石川県七尾市	36
石川県輪島市	11
石川県志賀町	13
石川県珠洲市	95
石川県能登町	76
石川県穴水町	13
直轄	
河川	
信濃川水系信濃川（新潟県新潟市）	468
関川水系関川（新潟県上越市）	252
庄川水系庄川（富山県射水市）	74

事業別内訳

(単位：百万円)

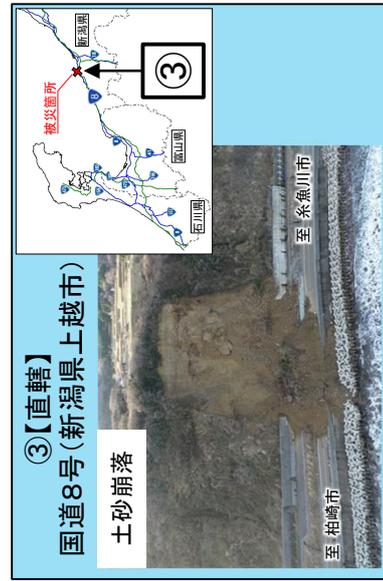
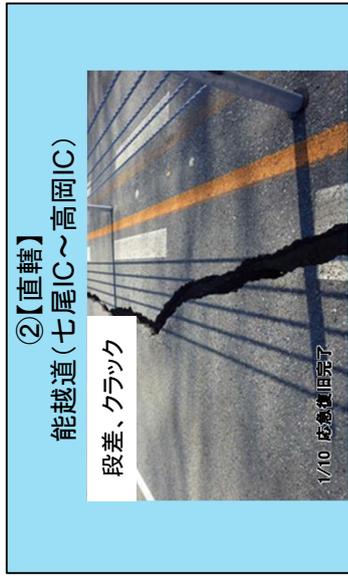
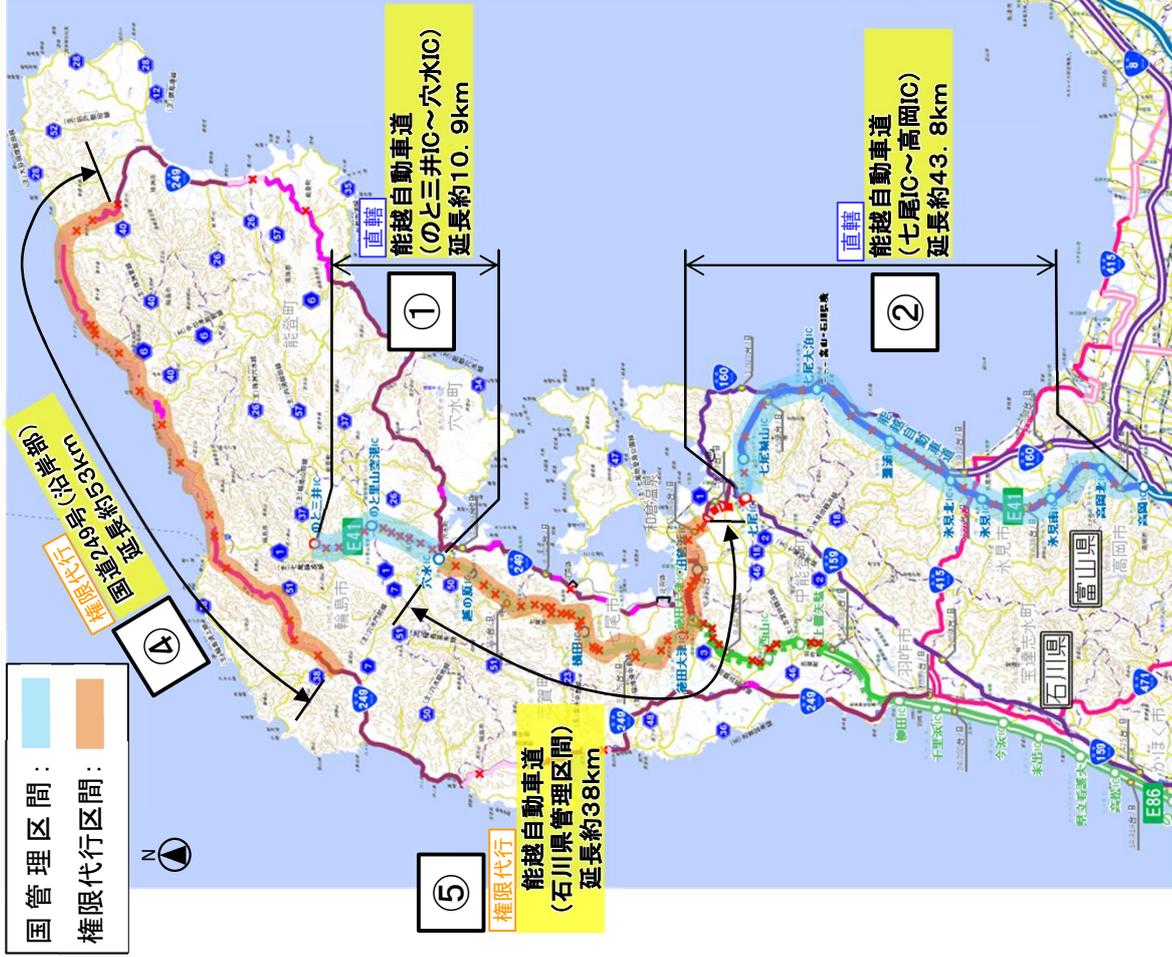
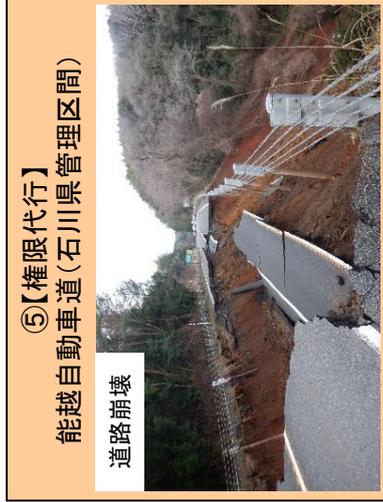
事業名	国費
直轄（権限代行事業）	
河川	
河原田川水系河原田川（石川県輪島市）	546
河川等災害関連事業	
直轄	
砂防	
河原田川水系河原田川（石川県輪島市）	1,989
地すべり	
清水①（石川県珠洲市）	300
清水②（石川県珠洲市）	297
災害関連緊急砂防等事業	
補助	
地すべり	
上田長（石川県輪島市）	184
河川事業	
直轄	
河川維持修繕事業	
信濃川下流（新潟県）	30
関川（新潟県）	18
庄川（富山県）	4

事業別内訳

(単位：百万円)

事業名	国費
小矢部川（富山県）	2
砂防事業	
直轄	
総合流域防災事業	
河原田川水系河原田川（石川県輪島市）	100
港湾災害復旧事業	
直轄	
港湾	
直江津港（新潟県上越市）	77
伏木富山港（富山県高岡市、富山市、射水市）	41
七尾港（石川県七尾市）	122
金沢港（石川県金沢市）	200
直轄（権限代行事業）	
港湾	
宇出津港（石川県能登町）	29
小木港（石川県能登町）	30
飯田港（石川県珠洲市）	211
輪島港（石川県輪島市）	69

○能越自動車道のうち国管理区間(のと三井IC~高岡IC)及び、国道8号(新潟県上越市)、直轄代行により能越自動車道のうち石川県管理区間及び、国道249号沿岸部において、交通確保に向けた災害復旧事業を実施。



1.(2)上下水道の一体的な早期復旧

○ 被災が深刻な石川県能登半島地域6市町等において、厚生労働省と国土交通省が連携し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法やそれと同等の予算措置等により緊急的な機能復旧を進めるとともに、本復旧に切れ目なく移行していくための復旧方針の検討等を国のリーダーシップのもとで実施し、上下水道一体となった早期復旧を支援。

最大で約13.5万戸で断水※するなど
上下水道で甚大な被害が発生

※1月23日時点で約4.9万戸断水



被災状況



被災状況調査

予備費で早急に
対応する項目



応急復旧



応急復旧
(緊急的な機能復旧)

- ・仮設配管
- ・バキューム車による運搬
- ・簡易処理

等

復旧方針検討

- ・被災状況を踏まえつつ、地域の将来を見据えた方針検討 等



ミーティングの様子

本復旧

1. (3)被災河川、土砂災害箇所における緊急対策等

令和6年能登半島地震において被災した石川県輪島市を流れる河原田川沿川で発生した大規模な斜面崩壊及び国道249号沿岸部で発生した石川県珠洲市仁江町・清水町の地すべり2カ所について、国の権限代行等により、河川事業・砂防事業・道路事業が連携し、緊急的な土砂災害対策、埋塞した河道の確保を実施。

石川県輪島市町野町で発生した地すべりについて、石川県において緊急的な対策工事を実施。

国が管理する信濃川、関川、庄川及び小矢部川において、河川堤防等に損傷が生じた箇所原形復旧や被災した堤防の応急的な措置や補修等を実施。

能登半島北部地域における対応

権限代行等

地すべり発生箇所(石川県珠洲市仁江町・清水町)
国道249号の災害復旧工事と連携し、地すべり対策を実施

地すべり (石川県珠洲市仁江町)

地すべり (石川県珠洲市清水町)

新潟県・富山県における対応

河川の災害復旧: 国施工 県施工
 砂防の災害復旧: 国施工 国施工
 河川の緊急維持: 国施工
 ●: 土砂災害発生箇所(石川県)

【権限代行】
国道249号(沿岸部) 延長約550km

河原田川水系
河原田川(石川県輪島市)
河道埋塞対応、土砂災害対策等を実施

河原田川 (輪島市熊野町河道埋塞箇所)

権限代行等

地すべり発生箇所(石川県輪島市町野町)
地すべり対策を実施

地すべり (石川県輪島市町野町)

信濃川水系
信濃川(新潟県新潟市)
堤防等の復旧等を実施

堤防天端亀裂

庄川水系
庄川(富山県射水市)
堤防の復旧等を実施

堤防天端亀裂

小矢部川水系
小矢部川(富山県小矢部市)
堤防の復旧を実施

堤防天端舗装のクラック

関川水系
関川(新潟県上越市)
護岸の復旧等を実施

高水敷保護工損傷

1. (4) 港湾災害復旧事業

なおえつ

ふしきとやま

ななお

かなざわ

○直江津港（新潟県管理）、伏木富山港（富山県管理）、七尾港及び金沢港（石川県管理）において、国有港湾施設である岸壁や臨港道路の損傷箇所の応急復旧を実施。

○また、港湾法に基づき国が管理の一部を代行する、能登地域の宇出津港、小木港、飯田港、輪島港において、岸壁の損傷箇所や航路・泊地の応急復旧を実施。

直轄災害復旧



■ 直江津港(重要港湾)



岸壁エプロンの沈下

■ 七尾港(重要港湾)



岸壁エプロンの沈下

■ 伏木富山港(国際拠点港湾)



臨港道路のひび割れ

■ 金沢港(重要港湾)



岸壁エプロンに段差発生

権限代行

地方自治体所有の被災施設を、国が代行して応急復旧する。

■ 輪島港(避難港)



岸壁エプロンに段差発生

■ 飯田港(地方港湾)



航路・泊地での船舶の転覆

■ 小木港(地方港湾)



岸壁エプロンに段差発生

■ 宇出津港(地方港湾)



岸壁エプロンに段差発生

○△ 権限代行対象港湾

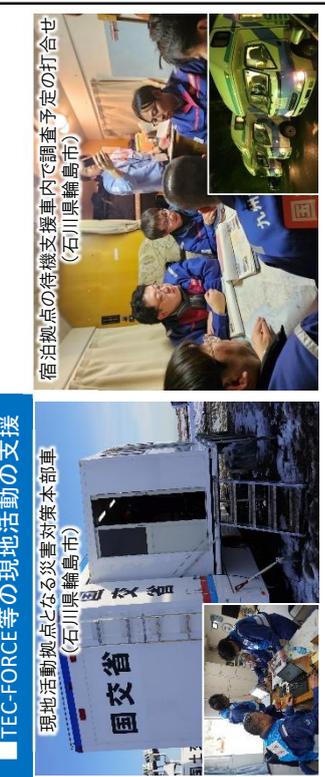
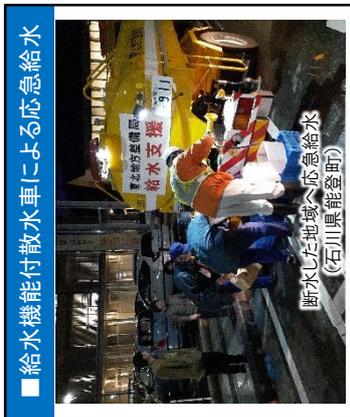
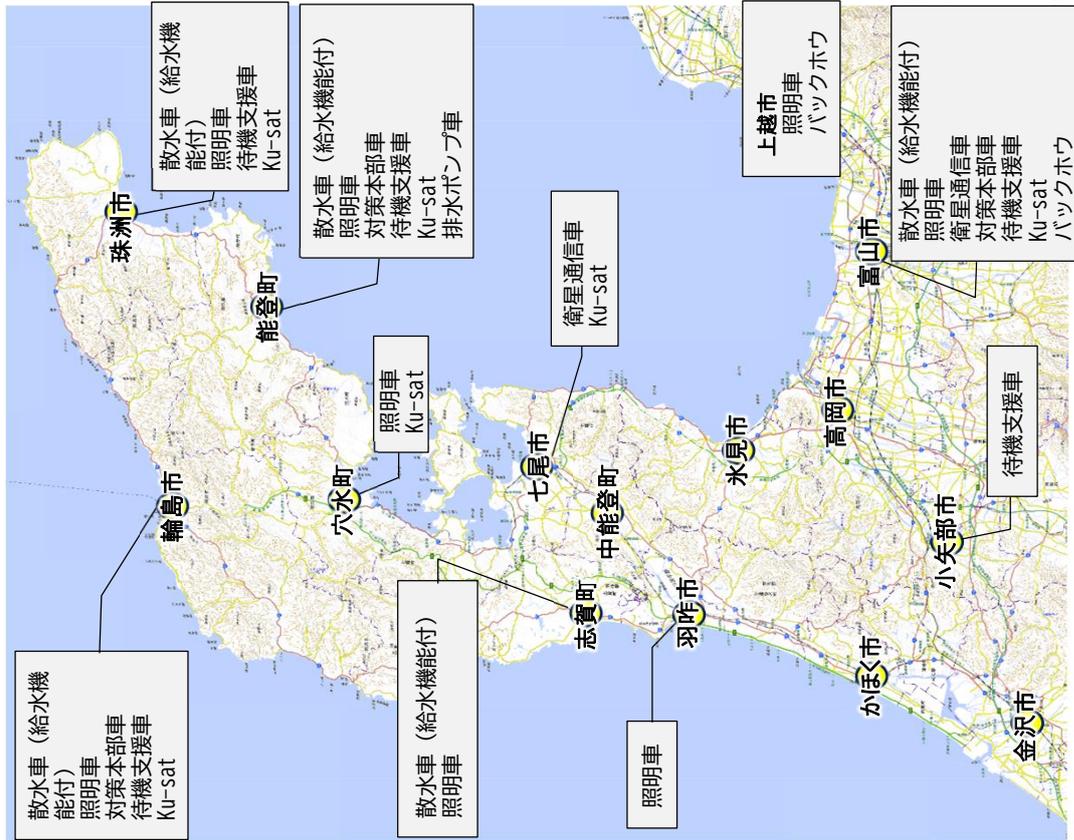
● 重要港湾

● 地方港湾

▲ 避難港

1.(5)緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等による支援

○ 国土交通省の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、照明車による応急対策作業の24時間体制の確保や、電源支援、給水機能付散水車による給水支援等を実施。



目的・概要

令和6年能登半島地震は、広範な地域に最大で水平約2m、上下約4mの大きな地殻変動を及ぼした。被災地の災害復旧には、位置情報（緯度、経度、高さ）の迅速な提供が急務であるが、位置の基準（国家座標）である三角点、水準点、水準点が大きく変動して現況とずれが生じているほか、衛星測位による測量の基準点（電子基準点）でもずれが生じ、一部は使用できない状況にある。そのため、測量法第31条の規定に基づき、災害復旧のための公共測量や災害後の土地の確定に必要な地籍調査など、復旧・復興を早期に実施できるよう、以下の復旧測量を実施する。

- (1) 三角点復旧測量 (2) 水準点復旧測量 (3) 航空重力測量 (4) 電子基準点の復旧

実施内容

三角点復旧測量



改測点数
三角点：30点



三角点成果(停止範囲)

災害復旧のための公共測量や災害後の地籍調査で必要な基準点成果を現況に合わせるために必要な骨格基準点の改測を実施



三角点の復旧測量

水準点復旧測量



水準点成果(停止範囲)

高さ方向の基準点成果を現況に合わせるために必要な路線の改測を実施

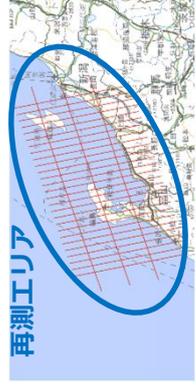


改測路線長：
290 km



水準点の復旧測量

航空重力測量



標高基準を現況に合わせるための航空重力測量を実施

電子基準点の復旧

電子基準点の復旧を実施



効果

- ・地震後の改定された位置情報に基づき、被災地の災害復旧等の事業が適切に実施できるようになる。
- ・我が国の測地基準点体系が適切に維持され、国民が継続的に正確な位置情報を利用することが可能となる。

1.(7)鉄道の運休区間における代行バスの運行支援

- 令和6年能登半島地震で被災した地域鉄道事業者においては、災害復旧費用の負担や被災の影響による運輸収入等の減少のみならず、運行休止区間の代行バスの運行経費の負担が発生する。
- 鉄道運行の休止が長期間に及ぶ場合、経営環境の厳しい地域鉄道事業者にとっては、復旧後の運行継続が困難となる恐れがあることから、地域鉄道事業者が負担する代行バスの運行経費に対して国が支援を行うこととする。

1. 対象とする事業者

- 非常災害（※）等により被災した地域鉄道事業者
- 令和6年能登半島地震により被災した地域鉄道事業者

（※）大規模災害からの復興に関する法律第2条第9号

2. 支援内容

- 1か月以上の代行バス運行に伴う赤字の1/3を国費補助

3. 支援対象事業者

のと鉄道（七尾線）

（参考）令和元年台風19号、令和2年7月豪雨においても支援を実施



のと鉄道（能登鹿島駅～穴水駅間）
土砂流入

2. 観光復興に向けた支援（北陸応援割）

事業目的・背景・課題

- 令和6年能登半島地震により、被災地域には観光需要の落ち込みが見られることから、**災害起因のキャンセルが発生している北陸地域**において、**国内旅行者**はもとより**訪日旅行者**も対象とした**旅行・宿泊料金の割引**を支援すること
で、GW前までを念頭に**観光需要**を喚起する。

事業内容

旅行・宿泊料金の割引支援

- 被災地域における一泊以上の旅行・宿泊商品を対象に、旅行・宿泊料金を支援
※能登地域については、復興状況をみながら、より手厚い旅行需要喚起策を検討

(補助率)

旅行・宿泊料金の最大50%（泊／人）

(限度額)

宿泊単体商品・交通付宿泊旅行商品 1泊	2万円
交通付宿泊旅行商品（2泊以上）	3万円
周遊型旅行商品（宿泊地が2県以上）	3.5万円

事業スキーム



2. 観光復興に向けた支援（風評被害対策プロモーション）

事業目的・背景・課題

- 令和6年能登半島地震の影響を受けた被災地の風評被害を防止し、観光復興を図るため、日本政府観光局（JNTO）による訪日プロモーションを集中的に実施。
- 被災地の復旧状況を踏まえつつ、北陸新幹線金沢～敦賀間開業の機会も捉え、被災地域の観光魅力や観光地に関する正確な情報発信を実施。

事業内容

SNS等による情報発信

動画等により旅行者に被災地域の安全な状況や観光の魅力について情報を発信

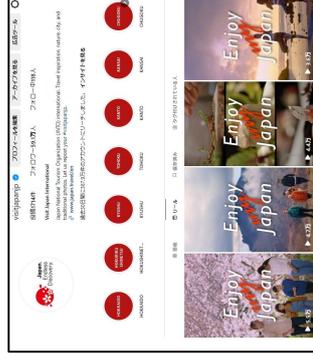
インフルエンサー・メディア・旅行会社招請

インフルエンサーやメディア等を招請し、被災地域での安心・安全を実感してもらい、現地の正確な最新情報を発信

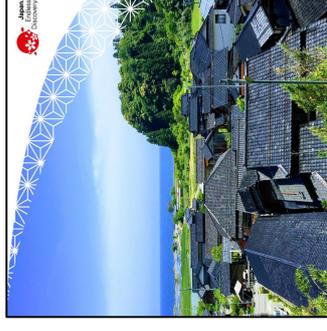
旅行会社・航空会社との共同広告

旅行会社や航空会社の広告展開を支援し、被災地域の旅行商品や航空券の販売を促進

事業イメージ



SNS情報発信の例



Web情報発信の例



インフルエンサー招請の例



共同広告の例